



長野県報

3月15日(月)
平成22年
(2010年)
第2148号

目次

規 則

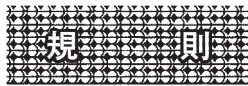
児童福祉施設管理規則(障害福祉課)	2
-------------------------	---

告 示

昭和58年長野県告示第405号(公害の防止に関する条例に基づく深夜における騒音防止区域の指定)の一部改正(水大気環境課)	2
都市計画事業の事業計画の変更の認可(都市計画課)	2
自転車歩行者専用道路の指定の解除及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課)	2
長野県収入証紙売りさばき人の指定の取消し(会計課)	3
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課)	3
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課)	4
昭和39年長野県教育委員会告示第9号(教科用図書の採択地区の設定)の一部改正(教学指導課)	4

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請(2件)(生活文化課NPO活動推進室)	4
一般競争入札(生活文化課NPO活動推進室)	5
一般競争入札(健康づくり支援課)	6
都市計画の図書の縦覧(生活排水課)	6
大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出及び届出書等の縦覧(産業政策課)	7
県営土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分(2件)(農地整備課)	7
都市計画の図書の縦覧(都市計画課)	7
県営水道指定給水装置工事事業者の指定及び給水装置工事の施行に関する要綱に基づく指定給水装置工事事業者の指定の停止(事業課)	8
警備業法に基づく検定の実施(生活安全企画課)	8
一般競争入札(交通政策課)	9
特定調達契約に係る落札者の決定(障害福祉課)	9
一般競争入札(環境政策課)	10
一般競争入札(事業課)	11
特定調達契約に係る落札者の決定(教学指導課)	11



児童福祉施設管理規則をここに公布します。

平成22年 3月15日

長野県知事 村 井 仁

長野県規則第5号

児童福祉施設管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、児童福祉施設条例(昭和39年長野県条例第27号。以下「条例」という。)の規定に基づき、長野県信濃学園及び長野県松本あさひ学園(以下「信濃学園等」という。)の管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 条例第8条の申請書は、指定管理者指定申請書(別記様式)によるものとする。

2 条例第8条の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。ただし、条例第6条の申請を行うもの(以下この項において「申請者」という。)について知事はその性格に応じ前項の申請書に添付することを要しないと認める書類がある場合には、当該書類を除く。

- (1) 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
(2) 申請の日の属する事業年度の前3年の各事業年度における申請者の事業の状況を記載した書類、貸借対照表及び損益計算書若しくは収支計算書又はこれらに準ずるもの
(3) 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における申請者の事業の実施及び収支に係る計画を記載した書類
(4) 役員の名簿及び履歴書
(5) 申請者が現に行っている業務の概要を記載した書類
(6) 申請者が条例第9条第6号に該当する旨の誓約書
(7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
(指定管理者が行う管理に関する定め)

第3条 指定管理者(条例第5条の規定により信濃学園等の管理を行う指定管理者をいう。)が行う信濃学園等の管理について必要な事項は、条例第13条の規定により締結する協定に定めるもののほか、信濃学園等の長が知事の承認を得て別に定める。

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(別記様式)(第2条関係)

指定管理者指定申請書

年 月 日

長野県知事 殿

主たる事務所の所在地

申請者 団体の名称

代表者氏名 ㊤

長野県信濃学園(長野県松本あさひ学園)の指定管理者の指定を受けたいので、児童福祉施設条例第6条の規定により申請します。

(備考) 2以上の団体が共同して申請する場合は、これらの団体の代表者がそれぞれ主たる事務所の所在地及び名称を記載し、記名押印した書類を添付すること。

障害福祉課



長野県告示第119号

昭和58年長野県告示第405号(公害の防止に関する条例に基づく深夜における騒音防止区域の指定)の一部を次のように改正し、平成22年3月31日から施行します。

平成22年 3月15日

長野県知事 村 井 仁

本則中 「東筑摩郡波田町」を「東筑摩郡筑北村」に改める。
" 筑北村」

水大気環境課

長野県告示第120号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成22年 3月15日

長野県知事 村 井 仁

- 1 施行者の名称 須坂市
2 都市計画事業の種類及び名称 須坂都市計画道路事業 3・4・8号 臥竜線
3 事業施行期間 平成14年1月24日から平成22年3月31日まで
4 事業地
(1) 収用の部分 平成14年長野県告示第37号の事業地のうち、大字塩川字柳原地内において事業地を変更し、墨坂一丁目を除く。
(2) 使用の部分 なし

都市計画課

長野県告示第121号

次のとおり自転車歩行者専用道路の指定を解除しますので、道路法(昭和27年法律第180号)第48条の13第5項の規定により、告示します。

その関係図面は、告示の日から平成22年3月30日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成22年 3月15日

長野県知事 村 井 仁

- 1 路 線 名 上田千曲長野自転車道線
2 指定を解除する区間 上田市下之条字中河原1294番の5地先から上田市小泉字塩田川原2668番の1地先まで